

沖縄アドベンチャートラベル社 国内募集型企画旅行条件書

この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5の規定により交付する契約書面の一部になります。

また、当社約款と本条件書の定めに相違がある場合、本条件書の定めが優先するものとします。

1、募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)沖縄アドベンチャートラベル(沖縄県知事登録旅行業 第2-481号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する募集型企画旅行で、お申込みのお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

2、申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

当社はインターネット及びその他の通信手段にてお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して7日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって27日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。期間内に旅行代金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。旅行契約は、当社の承諾と旅行代金の受理をもって成立します。

3、旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金
- (2) 旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス料
- (3) 旅行日程に明示した観光施設の入場料、アクティビティの参加費用、ガイド料並びに食事代金及び税・サービス料

4、旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 自宅から沖縄・那覇空港までの往復の航空運賃その他の交通費
 - (2) オプション体験の追加料金
 - (3) 宿泊施設のアップグレード又は変更にかかる追加料金
 - (4) 特別な配慮・処置に要した費用
 - (5) インターネットを通じたサービス提供による通信料

5、お申込み条件

- (1) ご参加は、ツアーの運動強度の関係上 10 歳以上かつ 65 歳以下の方のみとさせていただきます。また、18 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 健康を害している方、身体に障害のある方はその旨お申し出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断したときは、

お申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただきますことがあります。

(3) 旅行の参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は契約の申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

(4) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(7) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(8) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10) ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

6、最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。

なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明します。

7、旅行契約内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更

に伴い旅行代金を変更することがあります。

(2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

9、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10、取消料(お客様による旅行契約の解除)

(1) お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消料のご連絡は当社の営業時間内にのみお受けいたします。

解除期日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目に当たる以前	無料
	20日目～8日目	20%
	7日目～2日目	30%
	1日目	40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	50%	
旅行開始後または無連絡不参加	100%	

(2) 次の場合は取消料はいただきません。

- ①旅行契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象になる変更その他の重要な変更があったとき。
- ②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により当社の日程どおりの実施が不可能になったとき。

11、当社による旅行契約の解除－旅行開始前の解除

(1)旅行契約成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を

解除することがあります。

- (a) お客様があらかじめ当社が求めた情報を提供しないとき又は当社に提供した情報に誤りがあったことが判明したとき。
 - (b) お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (c) お客様が病気、必要な介護者の不在など当核旅行に耐えられないと認められるとき。
 - (d) お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすことがあるとき。
 - (e) 天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。
 - (f) お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (g) お客様の人数がホームページ、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - (h) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - (i) お客様が第5項の(4)から(6)又は(9)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 前項の(e)、(g)、(h)により旅行契約を解除したとき、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- (3) その他の場合、第10項に従って所定の取消料をお支払いいただきます。

12、当社による旅行契約の解除－旅行開始後の解除

(1) 旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除する場合があります。

- ①お客様が病気、必要な介護者の不在などにより当核旅行の継続に耐えられないとき。
 - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。
 - ④お客様が第5項の(4)から(6)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かつてのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

(3) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

13、旅行代金の払戻し

お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して14日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

14、団体・グループ契約

当社は団体・グループを構成するお客様の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合、お客様の契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の同意を得た上で構成者の名簿を提出していただきます。

15、旅行管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施に努めます。お客様は、団体行動中、当社の指示に従っていただきます。

16、全国通訳案内士

本旅行は、全国通訳案内士、地域通訳案内士の同行はございません。

17、保護措置

当社は、旅行中、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべきものではないときは、当核措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

18、当社の責任

(1) 当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは 直接かつ現実に生じた通常の損害(お客様が加入している保険により補償される金額を除きます。)を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内(手荷物の場合は、14 日以内)に当社に通知があったときに限ります。手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、お一人様 15 万円を限度とします。ま

た、手荷物以外に関する損害の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、損害を被ったお客様が当社に支払った旅行代金額を限度とします。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

⑨その他当社の責めに帰さない事由

19、お客様の責任

(1) 当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客さまからの損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを提供されたと認識された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者 又は当核旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

20、特別補償

(1) 17 項にかかわらず、当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金を支払います。

(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ホームページ、パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブ

スレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

21、旅程保証

(1) 旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅程に適した天候でないこと、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外になります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
[4]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
[5]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8]ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9]上記[1]～[8]に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:ホームページ、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱

います。

注2:[9]に掲げる変更については、[1]～[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4:[4][7][8]に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5:[3][4]に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6:[4]運送機関の会社名の変更、[7]宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7:[4]運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(2) 変更補償金の額は、お客様一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

(3) 当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

22、個人情報の取り扱い

当社が受領した個人情報について、当社のWEBサイトに掲載する個人情報保護方針/プライバシーポリシーに定めたとおり取扱います。

21、旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日はパンフレットに明示した日になります。

22、旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱責任者にお尋ねください。

23、その他

- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社約款と本条件書の定めが相違がある場合、本条件書の定めが優先するものとします。
- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

旅行企画・実施

沖縄県知事登録旅行業 第2-481号 一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

(株)沖縄アドベンチャートラベル

〒905-0017 沖縄県名護市大中 1-20-24-304

国内旅行業務取扱管理者/佐藤大介